

第5章 関係機関との連携

1. 関係機関との連携の大切さ

(1) 機関には固有の機能と限界がある

児童虐待を繰り返す家庭は、経済的な問題や就労問題、傷病や障害、家族関係のトラブル等複数の解決困難な課題を抱えていることがあります。一方、支援を行う関係機関も、それぞれ固有の機能と限界を持っています。このため、一つの機関だけで対応してもうまくいかない事態が多くあります。たとえば、民生委員・児童委員として保護者の相談にのっている間に、保育所利用や生活保護の適用、保健師による訪問指導、医療的ケアや就労支援等が必要になってくることもあります。

(2) 複数の人たちで確認する

児童虐待の場合、保護者が虐待の事実を隠そうとする傾向が強いために、子どもがどのような状況に置かれているかを常に複数の人たちで確認していく必要があります。子どもが安全な状況に置かれているかどうか、今すぐ親子分離を図る必要があるかどうかを総合的、客観的に判断しなければなりません。

2. 児童虐待に関連の深い機関

(1) 児童虐待に関連の深い機関の役割

機 関 名	役 割
兵庫県中央こども家庭センター	児童福祉法第25条要保護児童通告受理・相談援助 一時保護、児童施設への入所措置、親子の再統合への促進 等
要保護児童対策地域協議会	要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議 代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の開催
保育所、認定こども園、幼稚園、学校	虐待の早期発見・早期対応、子どもの安全確認と心のケア、家族への対応、関係機関への情報提供と連携、転校時の引継ぎ
民生委員児童委員協議会	子ども家庭の状況把握・見守り・援助、虐待の早期発見、通告
児童家庭支援センター	子ども家庭への相談対応・援助、一時保護委託、子育て支援
医 療 機 関	虐待の早期発見・診断、通告、子ども・家族への医療的ケア
健 康 福 祉 事 務 所	子ども・家族の医療・保健・福祉に関する相談支援・連携
警 察 署 ・ 県 警 察	虐待通報への対応、送致、DV相談・通報への対応・助言指導
配偶者暴力相談センター	DV相談への助言指導・支援・関係機関との連携
町 教 育 委 員 会	学校の組織的対応への監督・指導、虐待対策の体制強化・連携
いなみこども家庭センター (こども課)	虐待通告受理・相談支援、児童の安全確認、関係機関間連携 の調整機関、子育て支援に関する業務、母子保健・妊娠・出産に関する業務

(2) 関係機関間の情報共有の徹底

虐待対応にとどまらず、通告対応後の在宅指導、親子分離後の子どもの家庭復帰等、関係機関の協力体制と継続的な見守り・支援が必要です。要保護児童対策地域協議会調整機関（いなみこども家庭センター）を軸に、関係機関間の定期的な情報共有のための会議、児童家庭の状況変化に伴う適宜の情報共有等を徹底することにより、連携強化を図ります。

特に、緊急性の高い重症事案発生時は、警察との連携による迅速な対応がとれるように、情報共有等の態勢を確認しておきます。

母子保健部署についても、妊娠・出産・子育て期に、医療機関等で把握された早期からの支援が必要な妊産婦や乳幼児について、養育支援ネット等による医療機関と健康福祉事務所や市町との情報提供を行い、保健師・助産師等による早期からの支援につなげています。

(3) 兵庫県中央こども家庭センターと市町間の連携

兵庫県中央こども家庭センターと市町が、子どもの最善の利益実現のために適切な役割分担のもとで、効果的に支援を行うために、緊密に連携するよう、つとめています。

(4) 転居・転出に伴う情報提供

児童家庭構成員の転居・転出時には、要保護児童等にかかる市町間のケース移管を徹底し、個別ケース検討会議の開催、可能な範囲での児童・家族同席の市町間引継ぎ等、支援方針や重症度への共通認識を図り、一貫した支援が実施されるよう、確実に市町間の情報提供を行います。また、母子保健部署で継続支援していた児童家庭の転居・転出時においても、転出先市町への情報提供を確実に行うことになっています。

3. 民生委員・児童委員・保育士・教職員等に期待される役割

(1) 早期発見・初期対応（親の孤立を防ぎ、地域ぐるみで子育てを支援する）

児童虐待を予防するには、親が子育てに喜びを感じ、地域ぐるみで子育てを自分事として支援できる環境づくりをめざします。（虐待を未然に防ぐ親子支援の目を培う）

(2) リスク要因の軽減・家族との情緒的交流の促進

気になる親子については、普段から話す機会を多く持ち、親の思いや悩み等を受容的に聴き、調整機関であるこども課につながります。

(3) 関係機関（機関内）連携の強化・組織的対応の徹底

親にとっては長い子育て期の年月の中で、児童虐待は、どの子どもにも、どの家庭にも起こる可能性があるという認識を持ち、関係機関との連携を密に図ります。

4. 保育所・認定こども園・幼稚園・学校が関連した児童虐待事件にみる実践的支援体制のポイント

- ① 保育所・認定こども園・幼稚園・学校(以下「学校等」という。)として組織的な対応の徹底(児童虐待の認識を持ち現場と管理職が共通理解する)
- ② 長期欠席、不自然な欠席が続く児童への家庭訪問等直接的な安全確認体制の構築
- ③ 学校等としての対応の限界を認識し、専門機関等への相談・通告の実施
- ④ 保護者へのアプローチ等積極的な関与、支援方針の決定(事実関係の把握)
- ⑤ 学校等としての機能を基に関係機関との連携を築き、地域や行政と一体となった支援策を実践する(背景に複雑な問題が存在するため、多面的役割分担を必要とする)
- ⑥ 転校、転園、転居等が繰り返される児童、不安定な家族関係へのアセスメントと転校等前の学校等関係機関との情報共有の実践(きょうだい等)

保育所・認定こども園・幼稚園・学校現場で示す子どもの気になる姿や問題事象

被虐待児が表現している姿はかなり多様で、他児への攻撃やパニック等の否定的な言動を頻繁に表出する問題児童として受け止められる場合があります。それ以外にも、注意が持続せず、学習内容が理解できない学習不適応児として見られている場合も多くあります。

- ① 大人に対する迎合的な態度から反抗的、攻撃的態度への急変
- ② 融通がきかない、いじめや攻撃に対する無抵抗、無表情
- ③ 自分の世界やファンタジーの世界に入り込む
- ④ 突然の激しいパニックや自傷行為
- ⑤ 力関係に対する過敏さ、力で他者を支配しようとする
- ⑥ 際限のない「甘え」とそれを裏切られた時の攻撃、他者を操作する行動化
- ⑦ 「食」や「物」、お金に対する異常なこだわり、執着(過食、盗癖、虚言、金品持ち出し等)

5. 求められる子育て支援

(1) 乳幼児を知らないまま親になる父母を受け止め、寄り添い、支える姿勢

育児経験がほとんどない、子育てを知らない保護者たちへ継続的にサポートすることで、知識や情報に偏る養育方法を修正し、傷ついた心を修復する。

(2) 子育て家庭の孤立化防止

親子が適度な心理的距離を保ち、子育てについて素直な感情や気持ちを伝え合える場を持つことで、母親の心にゆとりが生まれ、精神的安定を回復できる。

(3) 子どもの問題と親自身の悩みや不安への共有

親モデルを知らないまま親になった場合、親自身が子育てに行き詰まり、焦燥感にさいなまれているため、親の心のよりどころとして支援につなげる。